



# 島根県報

平成16年 3月30日 (火)  
号外 第 48 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(建 築 住 宅 課)	1
建築士法施行細則の一部を改正する規則	( " )	1

### 公布された条例等のあらまし

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第32号)

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成16年 4月30日とすることとした。

建築士法施行細則の一部を改正する規則 (規則第33号)

#### 1 規則の概要

(1) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明を受けようとする者は、建築士事務所登録証明申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第29条関係)

(2) 申請書及び証明書の様式を定めることとした。(第 5号様式・第 6号様式関係)

#### 2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

## 規 則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第32号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例 (平成16年島根県条例第20号) の施行期日は、平成16年 4月30日とする。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第33号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則 (昭和25年島根県規則第111号) の一部を次のように改正する。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

#### 第 4 章 建築士事務所

(建築士事務所の登録の証明)

第29条 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明を受けようとする者は、第5号様式による建築士事務所登録証明申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合においては、第6号様式による建築士事務所登録証明書を申請者に交付する。

第4号様式の次に次の2様式を加える。

第 5 号様式 (第29条関係)

島 根 県  
収入証紙  
1 通につき500円貼付  
(消印しないでください。)

## 建 築 士 事 務 所 登 録 証 明 申 請 書

島根県知事 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
電話番号

次のとおり建築士法第23条の規定により登録を受けていることを証明願います。

事務所の種別 一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所

事務所の名称

事務所の所在地

開設者氏名

管理建築士名

登録年月日 年 月 日

登録番号 島根県知事登録第 ( ) 号

使用目的

- 注意 1 申請者の氏名を自署したときには、押印を省略することができます。  
2 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。

第6号様式 (第29条関係)

建築士事務所登録証明書

次のとおり建築士法第23条の規定により登録を受けていることを証明します。

事務所の種別 建築士事務所

事務所の名称

事務所の所在地

開設者氏名

管理建築士名

登録年月日 年 月 日

登録番号 島根県知事登録第 ( ) 号

年 月 日

島根県知事

印

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。